

監査報告書

令和 7 年 5 月 19 日

学校法人 村 崎 学 園
理 事 会 御 中

学校法人 村崎学園

監 事 新 見 延 子

監 事 細 溪 菜 一

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人村崎学園寄附行為第11条第3項に基づき、学校法人村崎学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況等について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

理事会、評議員会、部局長会、合同教授会等、重要な会議に出席し、理事長及び幹部職員等から業務の執行について説明・報告を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、公認会計士の監査に立ち会い、諸会計帳票の点検及び実地調査等を行い、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以 上

監査報告書

令和 7 年 5 月 19 日

学校法人 村崎学園
評議員会 御中

学校法人 村崎学園

監事 新見 延子

監事 細森 栄一

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人村崎学園寄附行為第11条第3項に基づき、学校法人村崎学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況等について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

理事会、評議員会、部局長会、合同教授会等、重要な会議に出席し、理事長及び幹部職員等から業務の執行について説明・報告を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、公認会計士の監査に立ち会い、諸会計帳票の点検及び実地調査等を行い、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以 上